

No.	ページ	6月部会でのご意見・ご質問	事務局の考え方	修正内容（案）
第1章				
1	第1章 P4 2 (3) 区 地域福祉 計画等と の関係	区の動向のあたりをどう考えているのか、メッセージとしてしっかり出せた方がいい。 例えば、第1章の4ページ「区地域福祉計画等との関係」にしっかりと大阪市は各区の地域福祉計画についても支援していく、というを書いていただきたい。 政策を区に下ろし、それを地域に下ろすみだいな発想も、重要であるが、そこだけではなくて、区の人たちは地域の意見をしっかりと把握し、区の方の意見を市レベルでもしっかりと反映させるっていう、そのあたりが見えるようにしていただきたい。	・委員のご意見を踏まえ、計画本文を修正	大阪市では、各種サービス提供上の基本単位であり、福祉の取組の中心である区において、 区民ニーズや地域特性を踏まえ、区地域福祉計画等を策定し 、地域福祉を推進しています。 本計画は、 本市の地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画 です。1つの区だけでは解決できない課題、各区に共通した福祉課題への対応として、 市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組などを示しています。
2	第1章 P5 「(4) 分 野別計 画・関 連計 画等と の関 係」	大阪市の地域福祉計画は図にもあるように、各分野が共通して取り組むべき事項としてやるべく、各計画の下に位置している。 理念としては上位計画であるけども、地域福祉計画の実態は各分野を横断する基盤計画ということ。 そういう位置付けをしっかりと書いておかないと（いけない）。各分野が本当の意味で推進しないと（いけない）。 その次に、基盤計画という意味を書き込まないといけない。地域福祉計画は制度外福祉を実施する役割を持つが、制度外だからすべて地域福祉課がやるのではなく、各課横断的にプロジェクトで進める。地域福祉計画に書いているからイコール、地域福祉課の仕事という話では全くない、ということとを、そこまでストレートに書く必要はないが、基盤的な役割というのそういうものだとすることを書いておくべき。 「地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）」を見てもらうと、地域福祉基本計画が土台となっている。今後、単身社会化を背景として、権利擁護であるとか、居住支援であるとか、身寄りであるとか、そういった課題が分野別計画ではいろんな矛盾を起こしており、現行の国の制度を超える問題がたくさん出てきて、土台（地域福祉の領域）の部分がどんどん分厚くなる。この計画の中で分厚くなる基盤の部分について、どんな考え方で進めるのか、庁内で議論していただき、行政としての地域福祉の進め方をどう記載するか、検討してほしい	・地域福祉計画は、国の理念としては、他計画の上位計画との位置づけではあるが、本市では、各分野を横断する基盤計画である旨を明記する。 ・また、横断的な課題については、庁内で協議し、各分野で連携して進めるべき事項を共有した上で、取組の方向性等を各分野別計画においても明確化し、連携のもと取組を推進していく。（現行計画では、「各分野別計画が連携して進めるべき取組」を資料編に記載している。）	※第4期計画 資料編 2 関連法令等「保健・福祉施策全体の推進を図るため、各分野が共通して取り組むべき主な事項」（P158）に記載 大阪市には、高齢者や障がい者など保健・福祉の分野別にそれぞれ計画があり、施策の基本的な考え方や対象者のニーズに応じたサービス量の整備等について定めています。 社会福祉法において、市町村の地域福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられているところ、本市では、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぎくことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることをめざす 基盤計画として位置づけています。 近年、単身世帯の増加等を背景として、新たな課題が顕在化しており、基本的な考え方を共有し、各分野において必要な対応を進めていくことが重要です。 このため 本計画は、各分野が共通して取り組むべき理念・事項を包含する基盤計画として、 それぞれの計画の取組を支える基本的なしくみづくりなどについて定め、保健・福祉施策全体の推進を図ります。
3	第1章 P10 「3 計 画期間」	計画期間について、6年とするのであれば異論はないが、中間見直しはしっかりやるべき。 また策定期を他の計画と同年度にあわせるか、すらすかについてはポイントだと考えており、もし策定年度をそろえるとしても、情報交換をしっかりとすることが重要であり、6年となった場合でも、その重要性をしっかりと継承しないといけない。	・各分野計画（大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）と、ともに議論し、検討をすすめるため、策定期（中間見直し含む）はそろえることにします。 ・地域福祉計画は他計画の理念を包含し、市全体で連携しながら実施する基礎的かつ中長期的な視点に立った施策等について定めていることから、本計画の策定時には先んじて方向性を示し、他計画と連携してまいります。	この間、第1期から第3期まで3年ごとに計画を策定してきましたが、地域福祉の推進には、中長期的な視点に立った施策の推進が必要であることから、本計画の計画期間は2027（令和9）年度から2032（令和14）年度までの6か年とします。 なお、計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や取組の進捗状況等の確認のため、 計画期間を前期3か年及び後期3か年に区分し、前期期間終了時点において、本計画における各種取組の進捗や地域の変化等を検証し、必要に応じて本計画の見直しを行います。
第2章				
4	第2章 P21 「(1) 地 域共生 社会の 実現」	「多様な主体が『我が事』として参画して」とあります。 この『我が事』っていう文言は、評判が悪すぎて、今消えていると思うので、ご確認をいただけたらと思います。「我が事・丸ごと」の『我が事』が非常に評判が悪いので、もう数年前から消していたと思うので、ホームページ等で確認ください。	・委員のご意見を踏まえ、国の説明内容を確認し、計画本文を修正	「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や、『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として 参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて 『丸ごと』 つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を 目指すもの であると言われています。その実現には、「生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環すること、また『社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる』ことの2つの視点が重要です。
5	第2章 P34 「(5) 地 域福祉 に 関 連 す る 動 向」	「望まない孤独」という表現にちょっと違和感がある。この逆は「望む孤独」になるが、果たしてその表現で地域福祉計画として表記をすることで良いのかどうか、ご検討いただきたい	・計画本文を修正（「望まない」を削除）	単身世帯や単身高齢世帯の増加といった社会構造の変化に伴い、社会的つながりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。「 望まない孤独 」や「孤立」の問題は、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、状況が複雑化・深刻化することにあります。

第4章				
6	第4章 P71「2 地域福祉 活動への 多様な主 体と協働 の推進」	「地域福祉への多様な主体の参画と協働の推進」のところで、担い手が少なくなっているということもありますので、重要な点だと思っているが、もう少しポジティブな活動を示すことはできないか。	・委員のご意見を踏まえ、計画本文を修正	近年、町会・地域社協などの地縁団体は、マンション等の集合住宅の増加に伴う加入率の低下や“担い手”不足により、主体的な地域福祉活動の実施が難しくなっている現状にあります。一方で、大阪市にはボランティア団体やNPO法人等の多様な主体が、高い行動力と専門的なノウハウを活かして、さまざまな地域福祉活動に取り組まれています。こうした多様な主体により、地域におけるふれあい喫茶や食事サービスなどの活動が支えられており、特に近年、子ども食堂などは拡がりを見せています。 〔中略〕 また、地域における“担い手”不足の現状から、興味・関心（テーマ）にもとづく、ボランティア団体やNPO法人等の多様な主体と、これまで地域福祉活動に尽力されてきた地縁団体等とが、お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取組や充実した地域福祉活動を展開することが重要です。
7	第4章 P73 「（2） 社会資源 の活用・ 創出	・社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進ということについて、これは支援しますって再掲で書いているが、非常に社会福祉法人が多面的なやっぱり役割があって、この記述だけで収まらないんじゃないか。社会貢献を具体的に、社会福祉法人として地域にどう貢献するか、社会にどう貢献するかという意味では、具体的に地域福祉の中で述べていただくことはできないか。	・委員のご意見を踏まえ、計画本文に社会福祉法人が実施する公益的取組について、内容を追加。	多様な主体が活動する際には、大都市ならではの豊富な社会資源、例えば、市内の大学・専門学校等やそこに通学する学生、市内で活動している専門的なスキルを有する人材、小地域ごとに整備されてきた地域集会所や各区のコミュニティ施設などを有効に活用することが重要です。さらには空家・空き店舗などを社会資源として創出する観点も必要です。 また、社会福祉法人については、現在、地域の実情に応じて、さまざまな公益的取組が実施されています。 【社会福祉法人による公益的な取組（例）】 ・地縁団体との共催による避難訓練 ・子育て交流のための園庭開放 ・活動場所の提供 など
8	第3章 P75「3 災害時等 における 要援護者 への支 援」	・「さらに…」っていうところだが、この中で「大阪府DWA Tの災害福祉に係る研修・訓練の参加に努めます」とあるが、研修・訓練の参加に努めるのは、誰にかかるとのか。 ・大阪府とどのように連携していくのか、ぼやっとしてる感じなので、DWA Tで大阪市はどのような役割を担っていくのかを把握した中で、大阪市民を守るためにも、積極的に実行していただけたらな、というふうに思う。	・大阪DWA T等の災害福祉支援に係る研修・訓練の対象はDWA Tチーム員となっておりますが、令和8年度は大阪DWA T本部訓練が予定されており、市DWA T担当が参加することを想定しております。令和9年度以降は、研修・訓練の内容に応じて対象者を検討しながら、参加者を順次拡大できるように大阪府に働きかけていきたいと考えています。 ・DWA Tについては、大阪府の災害福祉支援ネットワークが災害時の派遣調整等を行うこととなっておりますが、本市としては、市民の生命、財産を守るためにも、速やかに必要な情報を大阪府と緊密に連携しながらDWA Tが適切に派遣されるよう努めてまいります。	—
9	第3章 P75「3 災害時等 における 要援護者 への支 援」	福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成と更新を進めていく。それとともに、本人と手助けする人の顔合わせや地域防災訓練を通して、個別避難計画が活用できるよう取組を進めていくべき	避難行動要支援者が訓練参加しやすい環境の醸成に係る関係機関への協力要請や個別避難計画を活用した避難訓練を行っており、更なる推進に努めます。	—
10	第3章 P75「3 災害時等 における 要援護者 への支 援」	各区および自立支援協議会の意見を反映し、当事者の参画により市および区の地域防災計画や避難所運営ガイドラインの作成を進めていく必要があり、その方向性を計画に盛り込むべき	避難所開設・運営ガイドラインについては、地域防災計画、国や大阪府のガイドライン等に基づいて作成しています。また、修正時には必要に応じて各区や関係局に意見照会を行っています。地域防災計画の修正にあたっては、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、外部有識者等で構成される大阪市防災会議で行っています。また、全ての区役所及び局室と大阪市防災・危機管理対策会議にて検討及び調整を行っています。	—

11	第3章 P75「3 災害時等 における 要援護者 への支 援」	福祉避難所に直接避難もできる仕組みをつくっていく必要がある。福祉避難所を増やすために福祉事業所以外の民間(ホテル等)施設との協定も増やしていく取組を進めるべき	福祉避難所については、災害時に施設の被害状況や受入体制を把握し、受入の可否及び受入可能人数等を確認した上で施設管理者の協力を得て開設するため、本市としてはまずは災害時避難所へ避難する運用としています。令和6年能登半島地震を踏まえ、要配慮者の方に対する2次避難先として、市内に所在するホテル等の民間宿泊施設の活用へ向け、民間事業者との協定締結に現在取り組んでいます。	—
12	第3章 P75「3 災害時等 における 要援護者 への支 援」	法改正による災害時避難所の「福祉サービスの提供」から、福祉サービス事業所との連携内容をより具体化させ推進していくことを計画にも盛り込むべき	令和8年7月に災害対策基本法等の改正が行われ、災害時要配慮者に関する情報の把握や避難生活上の支援などの「福祉サービスの提供」が規定されました。障がい福祉サービス事業所の運営基準に定められているBCPの策定において、法改正を踏まえた反映ができるよう、周知を図ってまいります。	—
13	第4章 P97 2 重点的な 取組「成 年後見制 度の利用」イ 市民後見 人等の担 い手確保 の取組の 強化	第2章の大阪市の方針の部分だが、制度や法律改正の中で、今の市民後見人の活動の中身が、事実上、全面的に見直す必要性があるということは、もう確認されているが、そのあたりのことは、3・4章あたりで触れられるつもりなのか	・制度改正に伴い、市民後見人による支援の在り方等を検討していく必要があると考えています。委員のご意見を踏まえ、第4章において明記します。	イ 市民後見人等の担い手確保の取組の強化 大阪市では、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しています。市民後見人の候補となる人は、市内在住又は在勤で、大阪市成年後見支援センターが実施する市民後見人養成講座を受講し、バンクに登録した人であり、2026（令和8）年3月現在331人のバンク登録者がいます。 地域において後見活動を行う市民後見人の需要は、高齢化の進展に伴い、さらに高まることが見込まれます。また、市民後見人は身近な地域におけるきめ細かな見守りや訪問活動を前提としていることから、市内全域でのバンク登録者の確保を目指していくことが重要です。 <u>また、これまで、大阪市では主として後見類型を担う人材として市民後見人の養成を進めてきましたが、制度改正に伴い、後見類型に限らない支援の在り方等の整理が必要となっています。このため、国の動向等も踏まえ、市民後見人の養成・支援の在り方について検討を進める必要があります。</u>

14	第4章 P98 2 重点的な 取組「成 年後見制 度の利 用」イ 市民後見 人等の担 い手確保 の取組の 強化	親族後見人が、どのように活動していったらいいのかわからないで悩んでらっしゃる。そういう親族後見人の支援、地域住民が担い手に直接なっている、市民後見とは違う親族後見についての記載等、触れなくていいのか。（計画期間）6年というスパンの中で、ここは考え方も仕組みも大きく変わることだと思うので、どの程度まで、記載される予定なのか。	・親族後見人については、現在も大阪市成年後見センターで相談支援に対応しているところです。委員のご意見を踏まえ、第4章において親族後見人への支援についても明記します。	【取組の内容】 第4章 基本目標 2 2 権利擁護支援体制の強化 ・市民後見人のバンク登録者を増やしていくため、研修内容の見直しや会場の増設などを行ってきており、引き続き、養成方法等の工夫を行うとともに、市民後見人の活動を広く周知し、一人でも多くの市民の方等にご協力を得ることができるよう取り組みます。 ・市民後見人の活動は、判断能力が十分ではない人の生活を支援するだけでなく、ボランティア精神に基づく地域活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにもつながる効果が期待できます。このため、市民後見人がさらに活躍できるよう活動の場の拡大を検討するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実等を図ります。 <u>・親族後見人が安心して後見活動を行えるよう、大阪市成年後見支援センターにおいて相談を受け付けるとともに、必要に応じて専門職団体等の協力を得ながら、適切な支援や情報提供につなげます。</u> ・2021（令和3）年度から、大阪府では、社会福祉法人に対し「地域における公益的な取組」として法人後見を養成・支援する取組が進められています。大阪家庭裁判所では、親族後見人が後見事務を問題なく行えるように、一定期間、専門職の監督人が指導・助言や相談対応を行う「総合支援型後見監督人」の運用が進められています。 こうした担い手を広げる新たな取組の情報共有を図り、連携を進めていきます。
15	第4章 P99「3 福祉人材 の育成・ 確保」	・アシスタントワーカーを大阪市として、どれぐらい重要視してて、この人数をどれぐらいにしようとかっていう目標を、人数的な、数値的なものを挙げられているのか、教えていただきたい。 ・大阪市がアシスタントワーカーを事業として位置付けているのであれば、もう少しやり方を変えたほうがいいと思う。に市を挙げて、何かこうシステムティックに、研修とか行うことによって、アシスタントワーカーを養成していくのかっていうことは、ちょっと私は岐路に立っているんじゃないか。2040年問題を見据えての事業であるならば、私はこれは検討していく必要がある。	・アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業について、毎年3施設での実施ではあるが着実に取り組み、令和2年度からのモデル実施を含めると昨年度までに累計33名のアシスタントワーカーの雇用につながっています。また、業務改善や介護職員の負担軽減のみならず、介護職員が専門性が発揮できる職場づくりにもつながっています。 一方で、本年度で本格実施から5年となることから本事業の効果検証を行い、対象施設数や研修方法等も含めてより効果的な方法を検討してまいります。	—
16	第4章 P104 3（1） 福祉人材 の育成確 保	・ハラスメントに関する記載があまり見受けられない。福祉職員だけではなく、利用者やその家族を含め、お互いの尊厳を尊重するために、ハラスメントの防止に向けた啓発や相談体制の充実を図るっていうような内容を、どこかに盛り込んでいただきたい。福祉人材の確保・定着という観点からも、これが減れば、退職する人も、離職する人も減ると思う。大阪市がそういうことにきちんと取り組んでますと、一言どこかに入れていただければ、現場で働いてる介護職員も安心して働けると思う。	福祉専門職の育成、定着を図る取組について、引き続き大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて各種研修や働きやすい環境づくりに資する取組を実施していく。ハラスメントへの対応に係る研修やメンタルヘルス研修（セルフケア・ライン研修）も実施していることから、計画に記載する。	イ 福祉専門職の育成・定着を図る取組 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉職員を対象としてキャリア研修やスキルアップ研修に加え、モチベーションの向上や人材育成の取組として、市内の福祉施設・事業所に勤務する職員同士が、情報共有や意見交換を行い、横のつながりを作る場「よこいと座談会」を開催しています。その他、<u>ハラスメントへの対応をはじめとする職場改善にかかる研修やメンタルヘルス研修も実施し、働きやすい環境づくりに資する取組を実施しています。</u>